

**板橋区総合事業
生活援助訪問サービス従事者養成研修
標準テキスト**

改訂箇所一覧

改訂前掲載箇所	改訂前	改訂後						
1ページ 12行目～	た時に、サービス費用の一部（1割～2割）を負担して介護保険のサービスを利用する	た時に、サービス費用の一部（ 1割、2割または3割 ）を負担して介護保険のサービスを利用する						
1ページ 【介護保険制度のしくみ】図	<p><財源割合> 板橋区（保険者） 公費 50% 65歳以上保険料 22% 40～64歳以上保険料 28%</p> <p>板橋区（保険者）からサービス提供事業者へのサービス費用の支払い 8割～9割</p> <p>要介護（要支援）認定を受けた方からサービス提供事業者へのサービス費用の利用者負担分の支払い 1割～2割</p> <p>（※）サービス費用の利用者負担は原則1割ですが、一定以上の所得者については2割となります。</p>	<p><財源割合> 板橋区（保険者） 公費 50% 65歳以上保険料 23% 40～64歳以上保険料 27%</p> <p>板橋区（保険者）からサービス提供事業者へのサービス費用の支払い 7割～9割</p> <p>要介護（要支援）認定を受けた方からサービス提供事業者へのサービス費用の利用者負担分の支払い 1割～3割</p> <p>（※）所得に応じ、利用者の負担割合が1割～3割と異なります。</p>						
6ページ (2)施設サービス 表中	※表中に左記サービスを追加	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #c6e0b4;">サービス名</th> <th style="background-color: #c6e0b4;">内 容</th> <th style="background-color: #c6e0b4;">利用対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">介護医療院</td> <td>主として長期の療養が必要な方に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下による介護、医療及び日常生活上の支援を提供します。</td> <td style="text-align: center;">要介護 1～5</td> </tr> </tbody> </table>	サービス名	内 容	利用対象者	介護医療院	主として長期の療養が必要な方に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下による介護、医療及び日常生活上の支援を提供します。	要介護 1～5
サービス名	内 容	利用対象者						
介護医療院	主として長期の療養が必要な方に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下による介護、医療及び日常生活上の支援を提供します。	要介護 1～5						
6ページ (3)地域密着型サービス 表中	※表中に左記サービスを追加	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #c6e0b4;">サービス名</th> <th style="background-color: #c6e0b4;">内 容</th> <th style="background-color: #c6e0b4;">利用対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">看護小規模多機能型居宅介護</td> <td>通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問（介護と看護）や泊まりのサービスを組み合わせ提供します。</td> <td style="text-align: center;">要介護 1～5</td> </tr> </tbody> </table>	サービス名	内 容	利用対象者	看護小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問（介護と看護）や泊まりのサービスを組み合わせ提供します。	要介護 1～5
サービス名	内 容	利用対象者						
看護小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問（介護と看護）や泊まりのサービスを組み合わせ提供します。	要介護 1～5						

改訂前掲載箇所	改訂前	改訂後																				
<p>7ページ 【板橋区における 介護予防・生活支 援サービス事業】 表中</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="330 297 512 342">サービス名</th> <th data-bbox="512 297 917 342">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="330 342 512 544"> 予防訪問 サービス (国基準型) </td> <td data-bbox="512 342 917 544"> ホームヘルパー（訪問介護員）が居宅を訪問し、身体介護サービスや生活援助サービスを行います。 ★主に要支援認定者を対象としたサービスです。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="330 544 512 757"> 生活援助 訪問サービス (区基準型) </td> <td data-bbox="512 544 917 757"> ホームヘルパー（訪問介護員）等が居宅を訪問し、1回60分以内の生活援助サービスを行います。 ★身体介護を必要としない方を対象としたサービスです。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="330 757 512 992"> 予防通所 サービス (国基準型) </td> <td data-bbox="512 757 917 992"> デイサービスセンターに通って、食事・入浴・排せつなどの介助や機能訓練を行います。 ★主に要支援認定者を対象としたサービスです。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="330 992 512 1283"> 生活援助 通所サービス (区基準型) </td> <td data-bbox="512 992 917 1283"> デイサービスセンターに通って、機能訓練やレクリエーションなどを行います。1回あたり3～5時間程度の短時間型のサービスです。 ★専門職による支援の必要性が比較的低い方を対象としたサービスです。 </td> </tr> </tbody> </table>	サービス名	内 容	予防訪問 サービス (国基準型)	ホームヘルパー（訪問介護員）が居宅を訪問し、身体介護サービスや生活援助サービスを行います。 ★主に要支援認定者を対象としたサービスです。	生活援助 訪問サービス (区基準型)	ホームヘルパー（訪問介護員）等が居宅を訪問し、1回60分以内の生活援助サービスを行います。 ★身体介護を必要としない方を対象としたサービスです。	予防通所 サービス (国基準型)	デイサービスセンターに通って、食事・入浴・排せつなどの介助や機能訓練を行います。 ★主に要支援認定者を対象としたサービスです。	生活援助 通所サービス (区基準型)	デイサービスセンターに通って、機能訓練やレクリエーションなどを行います。1回あたり3～5時間程度の短時間型のサービスです。 ★専門職による支援の必要性が比較的低い方を対象としたサービスです。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="936 297 1118 342">サービス名</th> <th data-bbox="1118 297 1532 342">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="936 342 1118 544"> 予防訪問 サービス (★) </td> <td data-bbox="1118 342 1532 544"> 区の指定を受けた事業者のホームヘルパー（訪問介護員）が居宅を訪問し、身体介護サービスや生活援助サービスを行います。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="936 544 1118 757"> 生活援助 訪問サービス (★) </td> <td data-bbox="1118 544 1532 757"> 区の指定を受けた事業者のホームヘルパー（訪問介護員）等が居宅を訪問し、1回60分以内の生活援助サービスを行います。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="936 757 1118 992"> 予防通所 サービス (★) </td> <td data-bbox="1118 757 1532 992"> 区の指定を受けた通所介護施設（デイサービスセンター）に通って、食事・入浴・排せつなどの介助や機能訓練を行います。1回あたり5時間以上のサービスになります。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="936 992 1118 1283"> 生活援助 通所サービス (★) </td> <td data-bbox="1118 992 1532 1283"> 区の指定を受けた通所介護施設（デイサービスセンター）に通って、生活機能の維持・向上を目指した機能訓練やレクリエーション等を行います。1回あたり5時間未満のサービスになります。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(★) 区の指定を受けた介護事業者によるサービスで、原則要支援認定を受けた方が対象です。</p>	サービス名	内 容	予防訪問 サービス (★)	区の指定を受けた事業者の ホームヘルパー（訪問介護員）が居宅を訪問し、身体介護サービスや生活援助サービスを行います。	生活援助 訪問サービス (★)	区の指定を受けた事業者の ホームヘルパー（訪問介護員）等が居宅を訪問し、1回60分以内の生活援助サービスを行います。	予防通所 サービス (★)	区の指定を受けた通所介護施設（デイサービスセンター） に通って、食事・入浴・排せつなどの介助や機能訓練を行います。1回あたり5時間以上のサービスになります。	生活援助 通所サービス (★)	区の指定を受けた通所介護施設（デイサービスセンター） に通って、 生活機能の維持・向上を目指した機能訓練やレクリエーション等 を行います。 1回あたり5時間未満のサービス になります。
サービス名	内 容																					
予防訪問 サービス (国基準型)	ホームヘルパー（訪問介護員）が居宅を訪問し、身体介護サービスや生活援助サービスを行います。 ★主に要支援認定者を対象としたサービスです。																					
生活援助 訪問サービス (区基準型)	ホームヘルパー（訪問介護員）等が居宅を訪問し、1回60分以内の生活援助サービスを行います。 ★身体介護を必要としない方を対象としたサービスです。																					
予防通所 サービス (国基準型)	デイサービスセンターに通って、食事・入浴・排せつなどの介助や機能訓練を行います。 ★主に要支援認定者を対象としたサービスです。																					
生活援助 通所サービス (区基準型)	デイサービスセンターに通って、機能訓練やレクリエーションなどを行います。1回あたり3～5時間程度の短時間型のサービスです。 ★専門職による支援の必要性が比較的低い方を対象としたサービスです。																					
サービス名	内 容																					
予防訪問 サービス (★)	区の指定を受けた事業者の ホームヘルパー（訪問介護員）が居宅を訪問し、身体介護サービスや生活援助サービスを行います。																					
生活援助 訪問サービス (★)	区の指定を受けた事業者の ホームヘルパー（訪問介護員）等が居宅を訪問し、1回60分以内の生活援助サービスを行います。																					
予防通所 サービス (★)	区の指定を受けた通所介護施設（デイサービスセンター） に通って、食事・入浴・排せつなどの介助や機能訓練を行います。1回あたり5時間以上のサービスになります。																					
生活援助 通所サービス (★)	区の指定を受けた通所介護施設（デイサービスセンター） に通って、 生活機能の維持・向上を目指した機能訓練やレクリエーション等 を行います。 1回あたり5時間未満のサービス になります。																					
<p>11 ページ 6～7行目</p>	<p>いサービスとなる「予防訪問サービス」と、必ずしも専門的なサービスを必要としない「生活援助訪問サービス」では、その資格要件は異なります。</p>	<p>いサービスとなる「予防訪問サービス」と、身体介護を含まない生活援助に特化した「生活援助訪問サービス」では、その資格要件は異なります。</p>																				
<p>52 ページ 18行目</p>	<p>【問合せ】 介護保険課介護予防係 ☎ 03-3579-2214</p>	<p>【問合せ】 おとしより保健福祉センター 介護予防係 ☎ 03-5970-1117</p>																				